

## (20) 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 給与等状況報告書

### 1 職員給与の状況（平成29年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8 人	17,784 千円	1,492 千円	4,574 千円	23,850 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
243,520 円	258,544 円	45 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

### 3 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	－ 円
	高校卒	－ 円

制度なし

### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10 年	20 年	30 年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.145 月分 ( — )	— 月分 ( 0.770 )
	12月期	1.285 月分 ( — )	— 月分 ( 0.770 )
	計	2.430 月分 ( — )	— 月分 ( 1.540 )
(注) ( ) 内の数値は、県派遣職員の支給割合です。			
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
〔平成29年度実績〕			
支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給額
4,573,748 円		8 人	571,719 円
退職手当	中小企業退職金共済制度（中退共）を利用し、毎月掛金を積み立て、退職時に中退共の規定に基づき、中退共から支給を受ける。 掛金月額は、基本給等に基づき、18,000円から20,000円		
〔平成29年度実績〕			
支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給額
1,216,400 円		1 人	1,216,400 円
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔平成29年度実績〕		
支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給額
822,257 円		8 人	102,782 円

区分	内 容		
	対象職員	支給月額	
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	[平成29年度実績] 1人当たりの平均支給月額 該当なし	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円
		イ 子	9,200 円
		満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		[平成29年度実績] 1人当たりの平均支給月額	15,500 円
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		[平成29年度実績]	該当なし

区分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	<p>ア 交通機関等利用者</p> <p>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。</p> <p>①支給単位期間の間通用する定期券の額</p> <p>②通勤21回分の回数券の額</p> <p>&lt;最高限度額 55,000 円&gt;</p> <hr/> <p>イ 自動車等使用者</p> <p>通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給</p> <hr/> <p>ウ 特別急行列車等利用</p> <p>1か月の特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）</p> <hr/> <p>エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)</p> <p>公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給</p> <p>(1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)</p> <hr/> <p>オ ノーマイカー運動に参加する場合</p> <p>ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</p>
		<p>[平成29年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給月額 5,030 円</p>

6 役員の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	300,000 円	6月期 1.3 月分 12月期 1.7 月分	
副理事長	評議員会・理事会 出席1回につき 10,000円	—	
理事		—	
評議員		—	
監事	監査1回につき 30,000円 評議員会・理事会 出席1回につき 10,000円	—	

〔平成29年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり平均支給月額
4,406,400 円	1 人	367,200 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり平均支給月額
540,000 円	11 人	4,091 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更後	変更前	変更理由
扶養手当	ア 配偶者、子以外の扶養親族 6,500円	ア 配偶者 10,000円 イ 子 (配偶者のない職員の子のうち1人目まで) 6,700円 (10,000円)	県の規定に準ずる
	イ 子 9,200円	ウ 配偶者、子以外の扶養親族 (配偶者のない職員の子以外の扶養親族のうち1人目まで) 6,500円 (9,000円)	
通勤手当	イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額 1,600円から50,100円の範囲 内で支給	イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額 2,200円から46,400円の範囲 内で支給	県の規定に準ずる
	ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金等の3分の 2の額を加算	ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金等の2分の 1の額を加算	

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
役員の報酬	理事長 給料・報酬月額 300,000円 期末手当 6月期  1.3月分 12月期  1.7月分 ----- 副理事長・理事・評議員 評議員会・理事会出席1 回につき10,000円	理事長 給料・報酬月額 100,000円 期末手当 支給なし ----- 副理事長・理事・評議員 支給なし	
(2) 適用日           平成30年4月1日			